

# プラスチック資源循環に関する一括回収等への 移行に向けた市区町村向け手引き

令和6年6月

環境省 環境再生・資源循環局  
総務課 容器包装・プラスチック資源循環室

# 本手引きについて

## 本手引きについて

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。そのような中で、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラ法」という。）が成立し、令和4年4月に施行されました。プラ法は、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められています。また、プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者が、地方公共団体と連携を図りつつ積極的に自主回収・リサイクルを実施することとされています。

このような背景を踏まえ、環境省では令和3年度から令和5年度にかけて、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクル（以下「一括回収等」という。）、又は地方公共団体が主体となって製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクル（以下「自主回収等」という。）に係る先進的モデル形成支援事業を実施しました。

本手引きでは、一括回収等や自主回収等への移行を進めるために、その進め方や生じる課題、上記支援事業で得られた対応策や成果等を整理し、各市町村の検討の参考となるように本手引きをとりまとめました。

各市町村におかれては、プラスチックの資源循環の実現に向けて、可能なものから積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

## 本手引きの構成

本手引きについては、各市町村の一括回収等への移行に向けて参考となる情報を整理することを目的としており、以下のような構成となっています。

- 「移行に向けた検討フロー」では、一括回収等への移行に向けた検討方法や検討が必要な項目を整理しました（P.10）
- 各検討項目について、主にポイントとなる項目を7つ取り上げ、各項目ごとに「進め方」、「検討時に想定される課題」、「対応方法」、「先進的モデル形成支援事業での事例」の4つに区分して整理しました（P.12-P.39）
- 「自主回収等における自治体の支援例」では、自主回収等の実証を行った自治体の取組例を記載しました（P.41）
- 「参考情報」では、先進的モデル形成支援事業で使用したツール（実証事業の周知チラシ案やアンケート項目案）や一括回収等に移行した自治体の移行までのスケジュール）について整理しました（P.43-P.52）

# 先進的モデル形成支援事業の概要

- プラ法では、市区町村は、その区域内において、**プラスチック製容器包装**（以下単に「容器包装」という。）の**みならず、プラスチック製品**（以下単に「製品」という。）も含めた**プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化**に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。また、プラスチック使用製品の製造又は販売をする製造事業者が、地方公共団体と連携を図りつつ積極的に自主回収・リサイクルを実施することとされています。
- 市区町村は、収集したプラスチック使用製品廃棄物について、同法第32条に基づき容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（指定法人スキーム）、第33条に基づき認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（認定スキーム）を選択することができます。
- このような背景を踏まえ、プラ法へのスムーズな対応のため、一括回収等や自主回収等に係る先進的モデルの形成支援を行うことを目的として実施しました。
- 令和3年度から令和5年度にかけて、**一括回収等を行う28自治体と自主回収等を行う5自治体の合計33自治体**\*1を採択しました。

## 対象事業の例

- ① 市区町村がプラ法の関連規定に基づき実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置に係る実証、調査、検討。
- ② 都道府県・市町村が製造事業者等と連携して実施する使用済プラスチック使用製品の自主回収・リサイクルに係る実証、調査、検討。

## 公募の対象

プラ法に則した一括回収等や自主回収等に今後取り組むことを予定している市区町村（一部事務組合、複数市区町村による応募も可）または都道府県

※ 1 2年度連続で採択された自治体については1自治体とした